2．代表者の氏名　代表取締役社長　佐貫　公一
3．住所　島根県出雲市今市町259―１
4．権利の実行の対象となる発行保証金の額
7,000,000円
5．意見聴取会の期日
平成24年７月25日（水）午前10時30分
6．意見聴取会の場所
島根県出雲市塩冶善行町13番地３
出雲地方合同庁舎１階共用会議室
7．上記の者の発行保証金について権利の実行の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。
平成 24 年６月 22 日
中国財務局長　村中　健一

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７１号
長野県飯田市大久保町2534番地
申立人　飯田市長　牧野　光朗
本籍長野県飯田市浜井町3638番地、最後の住所長野県飯田市川路3457番地１　ハートヒル川路、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日平成24年２月10日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和24年11月３日、職業無職
被相続人　亡　中平　福太
長野県飯田市松尾明4878番地
相続財産管理人　田中　清文
長野家庭裁判所飯田支部

平成２４年（家）第４０４号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
代表者代表取締役　西村　俊郎
本籍兵庫県西宮市高須町２丁目１番、最後の住所兵庫県西宮市甲子園浜田町３番13―101号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成23年４月22日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和36年11月17日、職業無職
被相続人　亡　管山　延之
事務所兵庫県尼崎市御園町21番地　ＭＧ尼崎駅前ビル３階
相続財産管理人　弁護士　曽我　智史
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２４年（家）第３２０号
神戸市垂水区上高丸１丁目６番Ｂ―100号
申立人　松野　綾子
本籍兵庫県洲本市海岸通２丁目268番地、最後の住所兵庫県洲本市五色町広石北847番地、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成23年12月22日、出生の場所兵庫県洲本市、出生年月日昭和22年３月４日、職業無職
被相続人　亡　松野　　晃
兵庫県洲本市中川原町中川原178番地
相続財産管理人　近藤　芳民
神戸家庭裁判所洲本支部

平成２４年（家）第３０１４７号
広島市中区西平塚町２番10号
申立人　古田　隆規
本籍広島市中区本川町２丁目103番地、最後の住所広島市中区銀山町２番10―304号、死亡の場所広島県広島市、死亡年月日平成24年３月22日、出生の場所広島県広島市、出生年月日大正15年８月１日、職業無職
被相続人　亡　耕田　文惠
広島市中区西平塚町２番10号
相続財産管理人　弁護士　古田　隆規
広島家庭裁判所

平成２４年（家）第１０４８号
高知県高知市知寄町２丁目２番41―901号
知寄町マンション
申立人　小椋　祐子
本籍高知県南国市十市1579番地１、最後の住所高知県高知市東雲町５番４号　斉藤アパート102、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日平成24年３月17日、出生の場所高知県須崎市、出生年月日昭和３年10月11日、職業無職
被相続人　亡　土居　　菊
高知県高知市新屋敷２丁目９番２号
相続財産管理人　松浦　弘延
高知家庭裁判所

平成２４年（家）第９３号
鹿児島市薩摩川内市御陵下町16番48号
申立人　東　　兼敏
本籍鹿児島県薩摩川内市御陵下町16番、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所鹿児島県薩摩川内市、死亡年月日平成24年４月18日、出生の場所鹿児島県薩摩郡上甑村、出生年月日昭和２年７月１日、職業無職
被相続人　亡　東　マスミ
事務所鹿児島県薩摩川内市若葉町６番19号
相続財産管理人　湯原　育朗
鹿児島家庭裁判所川内支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第４０号
島根県隠岐郡隠岐の島町岬町平岩の三３番地６
申立人　本間　由也
本籍島根県隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の上14番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県隠岐郡隠岐の島町、死亡年月日平成23年７月25日、出生の場所島根県周吉郡西郷町、出生年月日大正13年１月15日、職業無職
被相続人　亡　小室キヨ子
催告期間満了日　平成24年12月26日
松江家庭裁判所西郷支部

公示催告

平成２４年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
長崎県雲仙市愛野町甲3688番地１
申立人　谷川　裕行
権利の届出の終期　平成24年10月９日
平成24年６月11日　　島原簡易裁判所
（別紙）　目　録
雲仙市愛野町乙字矢櫃1000番１　山林　516平方メートルに対し
長崎地方法務局諫早支局　昭和32年５月15日受付第1148号
原因　昭和32年５月15日売買予約
権利者　南高来郡愛野町乙575番地４
西元富宝なる内容で所有権移転請求権仮登記をなせる所有権移転請求権仮登記権利者たる地位

失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第６２号
福島県福島市杉妻町２番16号
申立人　福島県知事　佐藤　雄平
本籍福島県いわき市山田町毛内乙14番地、最後の所在樺太豊原市南七條
今次戦争による生死不明者　秋山　瑞夫
昭和５年２月５日生
公示催告期間満了日　平成24年９月４日
福島家庭裁判所

除権決定

平成２３年（へ）第１１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前期権利は失権する。
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目１番20号
申立人　長澤　愛子
申立人代理人弁護士　中嶋　三雄
権利の届出の終期　平成24年６月１日
平成24年６月11日　　宇都宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
⑴宇都宮市雀の宮六丁目622番10
宅地　33.25平方メートル
⑵宇都宮市雀の宮六丁目625番７
宅地　84.62平方メートル
２登記年月日番号　宇都宮地方法務局昭和28年９月８日受付第6860号
３登記した権利の内容
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和28年８月20日設定
債権極度額　金６万円
損害金　日歩50銭
根抵当権者　東京都台東区上根岸町82番地
東邦殖産株式会社
共同担保
⑴の土地につき、同所625番７の土地
⑵の土地につき、同所622番10の土地